

2022年5月12日

各位

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
代表者名 取締役執行役社長 高倉 透
(コード番号 8309 東名)

定款の一部変更に関するお知らせ

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役執行役社長:高倉 透、以下「当社」)は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第11期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株主総会を場所の定めのない株主総会とすることが、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた場合には、定款に、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定めることができることとする法律(「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」)が、2021年6月16日に公布・施行されました。

当社といたしましては、株主総会における株主の皆様との直接の対話機会を確保したいとの考えから原則として場所の定めのある株主総会を開催する予定ですが、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、当社定款を変更するものであります。

なお、本(1)の定款一部変更は、当社が上記の経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、効力を生じるものとします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第26条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第26条第2項は、書面交付請求をした株主の皆様へ交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第26条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第23条(招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後、3月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>第26条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第23条(招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後、3月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会(種類株主総会を含む)を開催することが、株主の利益にも照らして適切でない</u>と取締役会が決定したときには、<u>株主総会(種類株主総会を含む)を場所の定めのない株主総会(種類株主総会にあつては、場所の定めのない種類株主総会)とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第26条(電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条(電子提供措置等に伴う経過措置)</u> 現行定款第26条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第26条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第26条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 今後の日程

定時株主総会開催日 2022年6月23日(木)

定款変更の効力発生日 上記1. (1)2022年6月23日(木)または当社が上記の経済産業大臣および
法務大臣の確認を得た日のいずれか遅い日

上記1. (2)2022年6月23日(木)

以上